青　保　号　外
令和８年 11 月 19 日

報道機関各位

青森県健康医療福祉部保健衛生課長

ふぐが混入している可能性がある「しらす干し」の回収について

令和８年 11 月 18 日（水）午前 10 時頃、中南保健所に同所管内在住の住民から「11 月 17 日（火）にカブセンター弘前店で購入したしらす干しにふぐの稚魚が混入していた。10 日（火）にも同じことがあった。」旨の連絡がありました。

県が調査したところ、10 日及び 17 日に混入していた稚魚は、いずれもふぐの可能性があることが判明したため、販売店舗において自主回収を行うこととし、その旨を店頭で告知しています。

ふぐは稚魚でも毒（テトロドトキシン）が蓄積しているという報告がありますので、各報道機関の皆様には、県民に対し「当該商品がお手元にある場合は、食べずに下記の販売店舗へお問い合わせください。」との注意喚起について協力をお願いします。

なお、現在までに、中南保健所及び販売店舗に健康被害の届出はありません。

１　販売店舗
店舗名：カブセンター弘前店
所在地：弘前市大字高田４丁目２番地 10　TEL:0172-27-6500

２　回収対象品
商 品 名：しらす干し
包装形態：合成樹脂製トレーパック入り（トレーの大きさは３種類）
消費期限：26 年 11 月 12 日（加工日 26 年 11 月 10 日）
26 年 11 月 13 日（加工日 26 年 11 月 11 日）
26 年 11 月 19 日（加工日 26 年 11 月 16 日）
26 年 11 月 20 日（加工日 26 年 11 月 17 日）
26 年 11 月 21 日（加工日 26 年 11 月 18 日）
加 工 者：紅屋商事株式会社　カブセンター弘前店
加 工 所：青森県弘前市大字高田４丁目２番地 10
販売数量：調査中
商品及び混入していたふぐの画像：別紙

３　県の対応
（１）当該加工者に対し、再発防止の徹底を指導しました。
（２）県内の関係事業者に対し、有毒魚混入防止について注意喚起を行うこととしています。

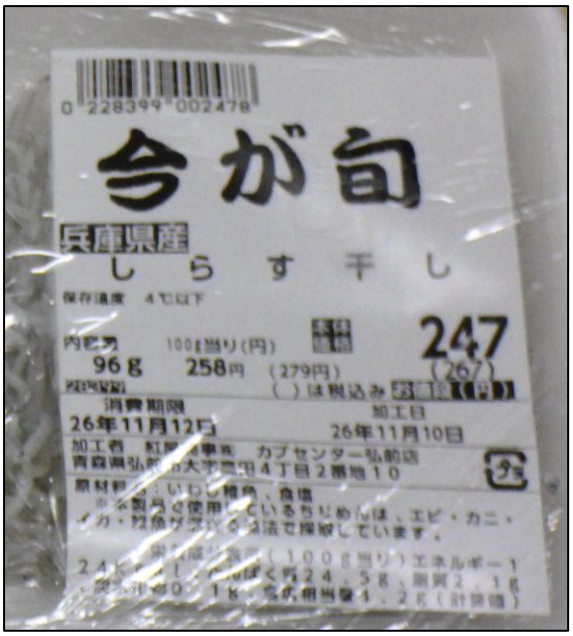
報道機関用提供資料　発表Ｎｏ．８－５	
担当課・担当者	保健衛生課　食品衛生グループ 担当者　　石井総括主幹、東海林主幹
電話番号	内線 6377／6379　直通 017-734-9214
報道監	健康医療福祉部　三村次長（内線6202）

別紙

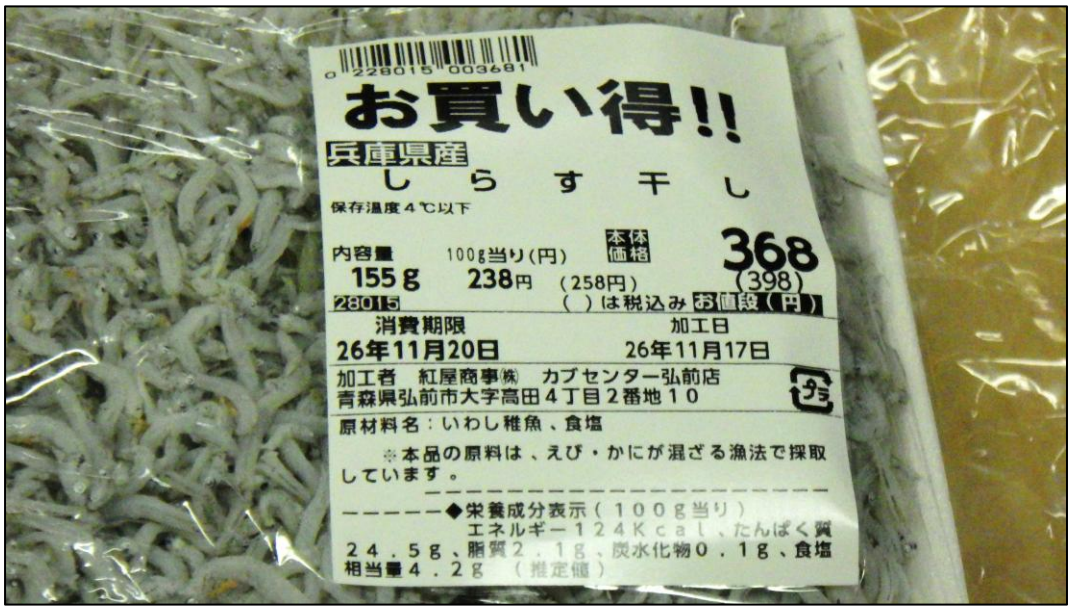
《商品及び混入していたふぐの画像》

○11 月 10 日に購入した商品





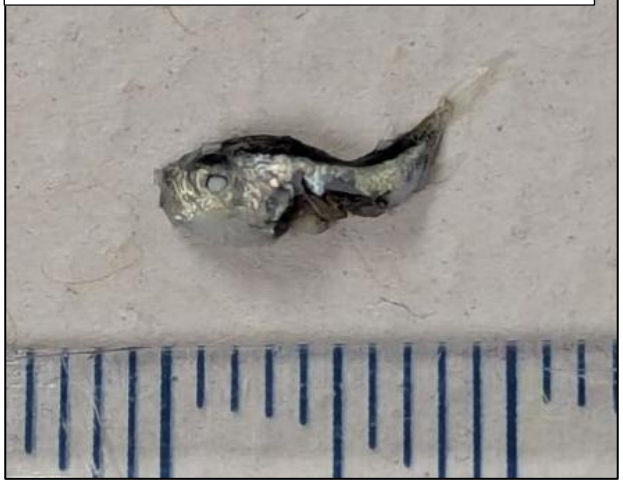
○11 月 17 日に購入した商品



11月10日の商品に混入していた稚魚



11月17日の商品に混入していた稚魚



《ふぐによる食中毒について》

○ふぐによる食中毒はふぐの体内に含まれるテトロドトキシンが主な原因であり、日本においては毎年、ふぐによる食中毒が発生し、死亡例も報告されています。
○ふぐの有毒部位を食べると、食後 20 分から３時間程度の短期間で、しびれや麻痺症状が現れます。
○このため、厚生労働省では、食べることができるふぐの種類、その部位、漁獲海域を定めています。
○国内では都道府県知事等が認めた専門のふぐ処理者により調理されたふぐが消費者に提供されています。

《県民等への呼びかけをお願いします》

【県民の皆様へ】
○購入した魚介類やその加工品に違う種類のものが混入していた場合は、食べずに、販売店又は最寄りの保健所にご相談ください。
○万が一口にした可能性があり、しびれ等の症状がある場合は、すぐに医療機関を受診してください。

【営業者の皆様へ】
○魚介類やその加工品を小分けして販売する際は、ふぐなどの有毒魚が混入しないよう、確実に選別をしてください。
○誤ってふぐが混入した商品を販売してしまったことが判明したときは、直ちに購入者へお知らせするとともに、最寄りの保健所へ連絡してください。

《本県でのフグによる食中毒発生状況》

	事件数	患者数（死者数：再掲）	（青森市発生状況）	（八戸市発生状況）
昭和５１年	１件	１名（１名）		
昭和５４年	１件	１名（１名）		
昭和５９年	１件	３名（１名）		
平成　２年	１件	１名（０名）		
平成１７年	１件	１名（０名）		
平成１８年	２件	２名（０名）		
平成２２年	１件	１名（０名）		
令和　４年	１件	１名（１名）		
令和　６年	１件	１件（０名）		
令和　７年	１件	１件（０名）		

※平成１８年１０月から青森市分、平成２９年１月から八戸市分を別計上